

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 北海道電力株式会社

【英訳名】 Hokkaido Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真弓 明彦

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通東1丁目2番地

【電話番号】 011(251)1111

【事務連絡者氏名】 経営企画室経営戦略グループ グループリーダー
尾崎 伊智朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
北海道電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03(3217)0861

【事務連絡者氏名】 総務グループ グループリーダー
友田 晃二

【縦覧に供する場所】 北海道電力株式会社 旭川支店
(旭川市4条通12丁目1444番地の1)
北海道電力株式会社 北見支店
(北見市北8条東1丁目2番地1)
北海道電力株式会社 札幌支店
(札幌市中央区大通東1丁目2番地)
北海道電力株式会社 岩見沢支店
(岩見沢市9条西1丁目12番地の1)
北海道電力株式会社 小樽支店
(小樽市富岡1丁目9番1号)
北海道電力株式会社 釧路支店
(釧路市幸町8丁目1番地)
北海道電力株式会社 帯広支店
(帯広市西5条南7丁目2番地の1)
北海道電力株式会社 室蘭支店
(室蘭市寿町1丁目6番25号)
北海道電力株式会社 苫小牧支店
(苫小牧市新中野町3丁目8番7号)
北海道電力株式会社 函館支店
(函館市千歳町25番15号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の内、旭川、北見、札幌、岩見沢、小樽、釧路、帯広、室蘭、苫小牧、函館の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置きます。

1 【提出理由】

当社は、平成30年4月27日開催の当社取締役会において決議したB種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行に関し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号に基づき、平成30年4月27日付で臨時報告書を提出しておりますが、平成30年6月27日開催の当社定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びにA種優先株主様による種類株主総会において、本優先株式の発行に必要な定款の一部変更に係る議案が承認され、上記定時株主総会において第三者割当による本優先株式の発行に係る議案が承認されたことに伴い、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出します。

2 【訂正事項】

15. 第三者割当の場合の特記事項
(4) 発行条件に関する事項

3 【訂正内容】

訂正箇所は、_____を引いて表示しております。

15. 第三者割当の場合の特記事項
(訂正前)
(4) 発行条件に関する事項

< 前略 >

本優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項及び第3項に基づく特別決議によるご承認をいただく予定です。

(訂正後)

- (4) 発行条件に関する事項

< 前略 >

本優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、平成30年6月27日開催の定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項及び第3項に基づく特別決議によるご承認をいただいております。